

調達先の皆さまへ

<初版>

ホソカワミクロン株式会社

2026 年 8 月 27 日

目 次

1. 調達基本方針	．．．．．2
2. 調達ガイドライン	．．．．．4

1. ホソカワミクロングループ調達基本方針

ホソカワミクロングループ調達基本方針

(基本事項)

ホソカワミクロングループはその調達・購買活動において、高い倫理観を持ち、関係法令の遵守を徹底するとともに、地球環境の保全、安全、人権、労働などに配慮したサステナブルな事業活動に尽力し、公平で公正な取引を通じた、サプライヤーとの共存共栄を目指していきます。

(重点事項)

- 全てのサプライヤーは価値創出のための重要なパートナーであり、互いを尊重し合える、対等な関係を築きます。
- 法令遵守、人権尊重、環境保全、地域社会との共生など社会全体の要請に応えた調達活動を行います。
- 購買取引を行うにあたり、購入品の品質、価格、納期、購入先の経営の安定性・供給能力・サステナビリティへの取り組みなど、合理的な基準に基づき、公正にサプライヤーを評価します。
- 購買取引を行うにあたり、当社製品・サービスの販売を目的とする互惠取引は行いません。
- サプライヤーからの「接待・贈答」は社会常識の範囲内とし、購買担当者などの個人がサプライヤーから接待・贈答品を授受することは原則として禁止します。
- 人権、労働、労働安全衛生、サプライヤー評価等については、重要性に応じて継続的な調査・測定・改善を進めます。
- サプライチェーン全体での、児童労働・強制労働の禁止、差別の禁止、ハラスメントの防止、適正な労働時間・賃金の遵守、結社の自由及び団体交渉権の尊重、安全で衛生的な職場環境の確保に努めます。
- サプライチェーン全体の人権への負の影響を未然に防止・軽減するため、人権侵害リスクの把握と予防に努めます。

- 人権侵害リスクへの懸念を相談・通報できる仕組みを整備するとともに、相談や通報があった場合は、相談者・通報者への報復を禁止します。
- 紛争鉱物の使用回避など、サプライチェーン全体での責任ある原材料調達に努めます。
- サプライチェーン全体での温室効果ガスの削減、クリーンエネルギーの導入、適切なエネルギー管理と継続的な改善など、地球環境の保全に取り組んでいきます。
- 一次サプライヤーに対して、順次本方針ならびに調達ガイドラインの周知を進めます。
- 重要な二次サプライヤー以降に対しても、同等の考え方が周知・展開されるよう働きかけ、特に、人権侵害・環境リスクが高い原材料、地域、工程については、リスクの重要性に応じて確認を進めます。

（是正・改善）

ホソカワミクロングループの調達活動において、本方針に反する重大な状況が発生、またはその懸念が明らかになった場合は、関係者と連携し、適切かつ効果的な是正・改善に取り組めます。

事実確認を行ったうえで、必要に応じた原因分析、是正計画の策定、改善状況の確認、再発防止策等の対応を、サプライヤーと協力し進めます。また重大な人権侵害、労働安全衛生上のリスク、環境法令違反等が確認された場合には、被害者への救済を含め、適切に対応するよう努めてまいります。改善が十分に進まない場合、または重大な違反が継続する場合には、取引条件の見直しまたは取引停止を含む対応を検討します。

2026 年 8 月 27 日制定
ホソカワミクロン株式会社
代表取締役社長
細川 晃平

2. 調達ガイドライン

ホソカワミクロン株式会社及びホソカワ受託加工株式会社（以下「当社」という）は、サプライヤー各社と公正かつ透明性のある取引を行うとともに、持続可能な社会の実現に資する責任あるサプライチェーンを構築することを目的として、本調達ガイドラインを定めました。当社の全ての取引先に本ガイドラインを適用いたします。

お取引先さまは事業活動のあらゆる面で、事業活動を行う国の法令、規則、規定を遵守しなければならないことを理解していることを前提に、本ガイドラインでは、法令遵守に留まらず、国際的な基準に基づき、より先進的な社会・環境への取り組みを推奨しています。

なお、このガイドラインは、ETI（Ethical Trading Initiative）倫理的貿易イニシアチブ、国連グローバルコンパクト、RBA（Responsible Business Alliance）行動規範、就労環境評価の国際規格である SA8000（Social Accountability 8000）の主旨を反映して作成しています。

お取引先さまにおかれましては、このようなホソカワミクロングループの基本方針にご賛同いただき、「調達ガイドライン」の内容を十分ご理解の上、このガイドラインに基づいて、取り組みの継続的な改善に努めていただきますようお願いいたします。また、調査票で取り組み状況を確認や監査・是正措置をさせていただくことがありますので、ご協力よろしくお願い致します。

調達ガイドライン

法令遵守・倫理

- 贈収賄・談合・利益相反の禁止、虚偽・誤認を招く広告の禁止、不公正な取引慣行の禁止、競争阻害行為の禁止、労働法・環境法・競争法・輸出入規制法等の遵守、契約・取引記録の正確な保持。

労働・人権

- 児童労働・強制労働の禁止、差別の禁止、ハラスメントの防止、適正賃金及び法定労働時間の遵守、雇用形態の適正な管理。
- 労働者による労働組合の結成・参加、ならびに団体交渉を行う権利の尊重。

安全衛生

- 作業場及び生活関連施設の安全衛生確保、化学物質リスク管理、防護具の提供及び

安全教育。

- 「ゼロ災害」を目指す安全文化の醸成。

環境・化学物質管理

- 環境影響の低減に向けた対策の実施、排水・廃棄物・大気汚染に関する環境法令遵守、有害化学物質の適正管理（SDS 提示を含む）。

品質・供給安定性

- 当社仕様に適合する製品提供、不具合発生時の迅速な是正、トレーサビリティの確保。

情報管理・知的財産

- 秘密保持契約（NDA）の遵守、第三者知的財産権の侵害禁止。
- 情報セキュリティ体制の構築（アクセス権限管理、暗号化等）。

サプライチェーン管理

- 下位サプライヤーへの本ガイドライン適用、紛争鉱物や人権侵害を伴う原料使用の禁止。

持続可能性・改善

- 継続的改善への取り組み姿勢の保持。

苦情処理・通報制度

- 内部通報窓口の設置、通報者への報復禁止。

モニタリング・監査・是正

- 自己評価シートの提出、必要に応じた監査及び是正、救済措置の実施。

※注記

このガイドラインは、時代により変化する国際社会からの要請により、適宜見直し、改訂していくものであり、当社からお取引先さまにお願いする全てを網羅しているものではないことをご理解ください。

改訂履歴

版数	改定年月日	改訂内容の概要
初版	2026 年 8 月 27 日	初版制定